

公 募 公 告

有償による庁舎等の使用又は収益の許可を受けて、飲料水（缶、ビン及びペットボトル式のみ）の販売を目的とした自動販売機設置及び管理運営業務を希望する者の募集について、下記のとおり公募に付する。

記

1 公募に付する事項

- (1) 件 名 飲料水（缶、ビン及びペットボトル式のみ）の販売を目的とした自動販売機設置及び管理運営業務
- (2) 営業期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- (3) 募集者数 1者（個人、法人は問わない。）
- (4) 設置場所 佐賀市城内二丁目10番20号
佐賀合同庁舎の施設管理者が指定する場所
- (5) 選考方法 企画提案応募書等について審査し、総合評価方式にて選定する。

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 良質な商品及びサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務履行が確保される者であること。
- (5) 公募説明書の条件を満たすこと。
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下

同じ。) 又は暴力団員 (同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) ではないこと。

- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び上記(7)から(10)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 応募書類等の提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限 令和8年1月23日(金)午後5時00分まで
(郵送による場合は必着のこと。なお、書留郵便に限る。)
- (2) 提出場所 〒840-0041
佐賀市城内二丁目10番20号
佐賀合同庁舎3階 佐賀地方法務局会計課施設係
(担当 古賀)

4 照会先

〒840-0041
佐賀市城内二丁目10番20号 佐賀合同庁舎3階
佐賀地方法務局会計課施設係 担当 古賀
電話 0952(26)2476(直通)

以上、公告する。

令和7年12月15日

法務省所管国有財産部局長

佐賀地方法務局長 坂本光宏